

山梨県公報

号外第二十四号

平成十四年

三月三十一日

日 曜 日

目 次

山梨県県税条例の一部を改正する条例	一
山梨県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例	二
規 則	三
山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則	四

条例のあらまし

- 1 山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)(**税務課**)
法人の県民税
県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有する公益法人等に法人税割を課すこととして、この公益法人等に、マンション建替組合を加えることとした。
- 2 不動産取得税
(一) 住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置対象となる要件について、土地を取得した者が当該土地に新築した場合だけでなく、次に掲げる場合についても適用対象とすることとした。
ア 土地の取得者が引き続き所有している当該土地に当該土地の取得者以外の者が住宅を新築した場合
イ 土地の取得者から当該土地を取得した者が住宅を新築した場合
(二) 都市再開発法の一部改正により、市街地再開発事業の施行者に再開発会社が追加されることに伴い、当該再開発会社が市街地再開発事業の施行に伴って取得した不動産を一定の期間内に一定の者に譲渡した場合等に納税義務を免除する等の措置を講ずることとした。
- 3 個人の県民税
(一) 県民税の所得割を課すべき者の所得金額が、控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数に三十五万円を乗じて得た額に三十六万(改正前三十二万円)を加算

した額以下になる場合に、所得割を非課税とすることとした。

(二) 平成十六年までその適用が停止されている土地、建物等に係る長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額が八千万円を超える部分の税率二%を廃止するとともに、当該部分の税率を二%とすることとした。

4 自動車取得税

- (一) 低燃費車に係る課税標準の特別措置の適用期限を平成十四年三月三十一日から平成十五年三月三十一日に延長することとした。
- (二) 平成十三年度自動車排出ガス規制に適合した自動車について、税率を軽減する特別措置を廃止することとした。
- (三) 平成十五年度自動車排出ガス規制に適合した自動車について、次に掲げる税率を軽減する特別措置を創設することとした。

ア 平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日までに取得した場合 控除率一・〇%

イ 平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日までに取得した場合 控除率一・〇%

5 その他規定の整備を行うこととした。

6 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。ただし、1についてはマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日から、2の(二)については都市再開発法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)第一条の規定の施行の日から施行することとした。

山梨県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例(条例第三十号)(税務課**)**

1 租税特別措置法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について、所要の改正を行うこととした。

(一) 山梨県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例

(二) 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例

(三) 山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例

2 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月三十一日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第二十九号

山梨県条例の一部を改正する条例

山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「団地管理組合法人」の下に、「マンション建替組合」を加える。

第五十八条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「土地を取得した者が当該」を削り、「を新築した場合」を「が新築された場合(当該取得をした者(以下本号において「取得者」という。)が当該土地を当該特例適用住宅の新築の時

まで引き続き所有している場合又は当該特例適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。)」に改め、同条第五項中「を新築し」を「が新築され」に改める。

第六十条第二項中「を新築すること」を「が新築されること」に改める。

第六十二条の六の見出し中「市街地再開発組合」を「市街地再開発組合等」に改め、同条第一項中「(以下本条において「組合」という。)」を削り、「市街地再開発事業」を「都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業(第五項及び第六項において「第一種市街地再開発事業」という。)」に、「当該組合」を「当該市街地再開発組合」に改め、同条第五項中「第一項」の下に、「第五項、第七項又は第九項」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第二項」の下に「(第六項、第八項又は第十項において準用する場合を含む。)」を加え、「あわせて」を「併せて」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第四項」の下に「(第六項、第八項又は第十項において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第四項の次に次の六項を加える。

5 知事は、都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社(以下本項から第十項までにおいて「再開発会社」という。)が、第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に同法第七十三条第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除するものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

7 知事は、再開発会社が、都市再開発法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業(次項から第十項までにおいて「第二種市街地再開発事業」という。))の施行に伴い施設建築物(同法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分を除く。以下本項

及び次項において同じ。))の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日から六月以内に同法第百十八条の七第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除するものとする。

8 第二項から第四項までの規定は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第二項中「敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内」とあるのは、「都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と読み替えるものとする。

9 知事は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分(以下本項及び次項において「建築施設の部分」という。))を取得した場合において同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第百十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設(以下本項及び次項において「公共施設」という。))の用に供する不動産を取得した場合において同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国、地方公共団体その他政令で定める者が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金の納税義務を免除するものとする。

10 第二項から第四項までの規定は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合又は公共施設の用に供する不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第二項中「敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内」とあるのは、「建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と読み替えるものとする。

第六十三条第一項中「第七十三条の四第一項第九号」を「第七十三条の四第一項第十一号」に改める。

第百四十七条第二項中「の規定において」を「において」に、「第百六十四条第三項」を「第百六十四条第五項」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第六条の三第一項及び第二項中、「三十二万円」を、「三十六万円」に改める。
附則第十条第二項中、「土地を取得した者が」を、「土地が取得され、かつ、」に、「を新築した」を、「が新築された」に改める。

附則第十条の四第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 土地を取得した日から三年以内に当該土地の上に住宅が新築された場合（当該取得をした者（以下本号において「取得者」という。）が当該土地を当該住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合）に限り、次号及び第三号に該当する場合を除く。）

附則第十条の四第三項中、「第一項第一号」の下に、「又は第二号」を加え、「地方団体の」を削り、「附則第十条の四第一項第一号」の下に、「又は第一号」を加え、「これら」とあるのは「同号」とを削り、「を新築すること又は当該土地の上にある既存住宅等を一年以内」とあるのは「ある」を、「とあるのは、三年以内に住宅」と、「既存住宅等を一年以内」とあるのは「」に、「第六十二条第一項中「これら」とあるのは「同号」と、同条第二項第四号」を、「第六十二条第二項第四号」に改める。

附則第十二条の二第一項中、「以下本条、」を削り、「」に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を、「の百分の二に相当する金額」に改め、各号を削り、同条第二項を削る。

附則第十二条の三第一項中、「前条第一項に」を、「前条に」に、「前条第一項各号及び同条第二項」を、「前条」に改め、同条第二項中、「前条第一項」を、「前条」に、「第三十一条の二第二項第七号から第十二号まで」を、「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」に改める。

附則第十二条の五第五項中、「平成十四年三月三十一日」を、「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第七項中、「取得で政令で定めるもの」を、「取得」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

9 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第三項又は第五項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第百五十条の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日まで 百分の一
二 平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日まで 百分の〇・一

附則第十二条の十七第一項中、「第十二条の二第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を、「第十二条の二」に、「同条第一項各号及び同条第二項」を、「同条」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十六条第四項の改正規定はマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第 号）の施行の日から、第六十二条の六の改正規定は都市再開発法等の一部を改正する法律

（平成十四年法律第 号）第一条の規定の施行の日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の山梨県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人（以下「個人」という。）の個人に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の個人の個人に関する部分については、平成十三年度分までの個人の個人に関する部分については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中法人の個人に関する部分は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の個人に関する部分については、施行日前に開始した事業年度分の法人の個人に関する部分については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）
第四条 新条例第百四十七条第二項の規定は、平成十五年度以後の年度分の固定資産税

について適用し、平成十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）
第五条 新条例附則第十二条の五第五項及び第九項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前のこの条例による改正前の山梨県県税条例附則第十二条の五第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

山梨県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月三十一日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第三十号

改正する条例
山梨県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例等の一部を

(山梨県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例(昭和三十一年山梨県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「租税特別措置法」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号) 附則第七条第七項又は第二十三条第十項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

(山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(昭和四十五年山梨県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十二条第一項の表の第四号又は第四十五条第一項の表の第四号」を「第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号」に改める。

(山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例(昭和四十七年山梨県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号」を「第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号」に、平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

規 則

山梨県規則第四十号

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月三十一日 山梨県知事 天 野 建

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第三条第一項第二号中「主幹」を「税務システム開発監 総括課長補佐」に改める。

第二十一条の第三第二項第四号中「看護婦」を「看護師」に改め、同項第五号中「助産婦」を「助産師」に改める。

第二十二条の八第一項中「第六十二条の六第五項」を「第六十二条の六第十一項」に改め、同条第二項中「第六十二条の六第六項」を「第六十二条の六第十二項」に改め、同条第三項中「第六十一条の六第七項」を「第六十二条の六第十三項」に改める。

第五十三条の二の二の見出し中「指定」を「指定等」に改め、同条中「経営する者」の下に「(第三項及び第四項において「経営者」という。)を加え、同条に次の四項を加える。

2 条例第百十五条の二第三項第六号に規定する規則で定める市町村は、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、石和町、市川大門町、増穂町、櫛形町及び東京都西多摩郡奥多摩町とする。

3 条例第百十五条の二第三項第七号に規定する旅客輸送に要する費用の算出は、経営者ごとに、一般旅客自動車運送事業会計規則(昭和三十九年運輸省令第十九号) 第四条第一項の規定により会計を整理することにより得られる当該事業に係る経常的な費用を全路線に係る年間の走行距離で除して得た額に路線ごとに当該路線の年間の走行距離を乗じる方法によつて行うものとする。

4 条例第百十五条の二第三項第七号に規定する旅客輸送により得られる収益の算出は、経営者ごとに、旅客輸送による運賃収入を基準として路線ごとに別に定める方法により算出した額に、一般旅客自動車運送事業会計規則第四条第一項の規定により会計を整理することにより得られる当該事業に係る営業活動以外の原因から生じる経常的な収益を全路線の年間の走行距離に占める路線ごとの年間の走行距離の割合を基準として別に定める方法により按分した額を加える方法によつて行うものとする。

5 条例第百十五条の二第三項第七号に規定する規則で定めるバス路線は、前項の規定により算出された収益に県及び市町村が地方バス路線維持のために交付する補助金を加えた額に対する第三項の規定により算出された費用の占める割合が二十分の十一以上であるバス路線とする。

- 第六十三号様式中「山梨県県税条例第62条の 第五項」を「山梨県県税条例第62条の 第五項」に、「山梨県県税条例第62条の 第六項」を「山梨県県税条例第62条の 第六項」に改める。
- 第六十四号様式中「山梨県県税条例第62条の 第六項」を「山梨県県税条例第62条の 第六項」に、「山梨県県税条例第62条の 第七項」を「山梨県県税条例第62条の 第七項」に改める。
- 第六十五号様式中「山梨県県税条例第62条の 第七項」を「山梨県県税条例第62条の 第七項」に、「山梨県県税条例第62条の 第八項」を「山梨県県税条例第62条の 第八項」に改める。
- 第九十七号様式中「4月1日から4月7日までにおける」を「4月1日から4月3日までにおける」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二十一条の三第二項の改正規定は公布の日から、第二十一条の八及び第六十三号様式から第六十五号様式までの改正規定は都市再開発法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）第一条の規定の施行の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番